監査結果公表第18-24号

平成14年度包括外部監査結果に基づく第8回措置の通知、平成15年度包括外部監査 結果に基づく第6回措置の通知、平成16年度包括外部監査結果に基づく第4回措置の通 知、及び平成17年度包括外部監査結果に基づく第2回措置の通知の公表について

平成19年3月2日

 八尾市監査委員
 西浦昭夫

 同北山諒一

 同大松桂右

 同田中裕子

記

1 措置の通知

平成14年度包括外部監査結果に基づく第8回措置の通知、平成15年度包括外部 監査結果に基づく第6回措置の通知、平成16年度包括外部監査結果に基づく第4回 措置の通知、及び平成17年度包括外部監査結果に基づく第2回措置の通知

平成19年2月28日 企地第161号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

企 地 第 1 6 1 号 平成19年2月28日

八尾市監査委員 西浦 昭夫 様

同 北山 諒一 様

同 大松 桂右 様

同 田中 裕子 様

八尾市長 仲村 晃義

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年1月 17日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

- 〇平成14年度包括外部監査について
 - 監査の対象

出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、 委託料及び財政援助に関する財務事務について

- 〇平成15年度包括外部監査について
 - ・監査の対象 補助金の財務事務の執行について
- 〇平成16年度包括外部監査について
 - ・監査の対象 八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について
- 〇平成17年度包括外部監査について
 - ・監査の対象 「公の施設」の管理運営について

・ 平成14年度包括外部監査についての改善措置等の内容

(1)財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H19.1.17までの措置の内容と改善の方針	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針
1	減価償却資産に関する費用処理の方法につい			適正化に向け、市内部において、改善方針を引
	~		ているため、固定資産の減価償却を実施することは市の財政に関係することから専門家の意見	
		適正である。	等を参考に清協公社及び市内部において引き	
			続き検討し、改善を図ってまいります。	
2	退職給与引当金の計上不足について	当年度末時点の退職金支払義務額を退職給	清協公社の委託契約は実費弁償方式を採用し	市内部において改善方針を引き続き検討して
		与引当金として計上する必要がある。	ているため、退職金支払義務額を退職給与引	います。
			当金として計上することは市の財政状況に影	
			響することから専門家の意見等を参考に清協	
			公社及び市内部において引き続き検討し、改	
			善を図ってまいります。	

番号	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針
1	再任用制度について	清協公社における再任用制度対象者の任用	清協公社の再任用制度については、八尾市の	再任用については、労使の問題に関わることで
		期限は、八尾市の職員の制度より引き上げて	同制度を考慮するとともに労使の問題に関わ	もあり、労使間で十分協議の上で解決されてい
		いることになっている状況であり、再検討する	ることでもあり、清協公社独自の八尾市清協公	くべきものと考えております。また、八尾市清協
		必要がある。	社将来検討委員会及び八尾市清協公社将来	公社将来計画策定検討委員会で引き続き制度
			計画策定検討委員会で引き続き任用期限等を	の検討をしています。なお、清協公社独自で平
			検討し、平成19年度定年退職時に新制度で対	成18年5月に立ち上げた八尾市清協公社将
			応できるよう労使間で十分協議の上で解決を	来検討委員会でも再任用制度を検討していま
			図ってまいります。	す。
2	消費税等の処理について	消費税の処理について、収益は税込処理、費	統一的な処理を行うべく清協公社と引き続き検	統一的な処理を行うべく引き続き検討していま
		用は税抜処理であり、統一されていない。	討し、専門家の意見等を参考に早期の解決を	す。
			図ってまいります。	
3	八尾市と清協公社との委託契約形態について	清協公社への委託契約形態は、実費精算方	委託契約形態は、既に実費精算を採用済みで	委託契約形態は、既に実費精算を採用済みで
		式を採用する。又、委託料算定には、退職金	す。また、退職給与引当繰入額及び減価償却	す。
		費用については当年度に発生した退職給与	額を委託料算定に含めることについては、市の	又、退職給与引当繰入額及び減価償却額を委
		引当金繰入額を、固定資産費用については	財政状況に影響するため専門家の意見等を参	託料算定に含めることについては、市内部にお
		当年度の減価償却額を含めることが適切と考	考に清協公社及び市内部において引き続き検	いて、改善に向けて引き続き検討しています。
		える。	討し、改善を図ってまいります。	
4	清協公社の今後のあり方について	し尿収集等業務は業務量測定の結果をもって	平成12年度から欠員不補充を実施し、この6	平成12年度から欠員不補充を実施し、この6
	ア)し尿収集業務のコストの適正化と継続的削	適正な委託料を算定し、当該金額までを計画	年間で25人の減員を図っており、今後も引き	年間で25人の減員を図っており、委託料の算
	減について	的に削減していく必要がある。	続き職員数の削減、車両の減車等を毎年計画	定についても計画的に削減を図ってまいりま
			的に実施し、それに基づいて委託料の計画的	す。
			削減を図ってまいります。	

5	清協公社の今後のあり方について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止	し尿収集等業務以外の業務は、既に一部を廃	し尿収集等業務以外の業務は、既に一部を廃
	イ)し尿収集業務以外の業務の段階的廃止に	し、民間へ移行していくのが望ましい。	止していますが、残りの防疫、放置自転車撤去	止していますが、職員数の削減に応じて引き続
	ついて		業務等については、清協公社独自の八尾市清	き段階的に廃止を検討してまいります。また、
			協公社将来検討委員会の職員数削減計画に	清協公社独自で平成18年5月に立ち上げた八
			応じて、し尿収集等業務に特化すべく段階的廃	尾市清協公社将来検討委員会でも段階的廃
			止を労使間で十分協議するとともに八尾市清	止を検討しています。
			協公社将来検討委員会でも段階的廃止を引き	
			続き検討して解決を図ってまいります。	
6	清協公社の今後のあり方について	清協公社を廃止に向け縮小していくため、早	清協公社独自の八尾市清協公社将来検討委	八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で
	ウ)縮小スキームの早期確立について	期退職優遇制度の創設、技能訓練・資格取得	員会及び八尾市清協公社将来計画策定検討	引き続き検討しています。また、清協公社独自
		支援制度の創設、人件費抑制を目的としたワ	委員会で引き続き検討しており、特に早期退職	で平成18年5月に立ち上げた八尾市清協公社
		ークシェアリングの採用等の縮小スキームを	優遇制度については、早期に創設し平成18年	将来検討委員会でも縮小スキームを検討して
		描く必要がある。	度中に実施できるよう努めてまいります。他の	います。
			縮小スキームについては、業務形態等から困	
			難な点もあり引き続き検討してまいります。	
7	公益法人会計基準(表示に関する部分)への	公益法人会計基準で求められている注記(重	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処
	準拠性について	要な会計方針、基本財産、次期繰越収支差	理を行うよう指導し、清協公社も専門家の意見	理を行うよう指導し、改善に向けた検討を行っ
		額、資産及び負債の増減額等)を記載する必	等を参考に検討を行って早期の改善を図って	てまいります。
		要がある。	まいります。	
8	公益法人会計基準(表示に関する部分)への	① 会計基準に準拠した収支計算書、正味財	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処
	準拠性について	産増減計算書の作成が必要。また、清協公社	理を行うよう指導し、清協公社も専門家の意見	理を行うよう指導し、改善に向けた検討を行っ
		の会計規程第60条の改訂が必要。②会計基	等を参考に検討を行って早期の改善を図って	てまいります。
		準に準拠した貸借対照表「正味財産の部」の	まいります。	
		表示が必要。③会計基準に基づき基本財産		
		勘定を別掲する必要がある。④営業権償却費		
		の別掲が必要である。		

(2)財団法人八尾市文化振興事業団[一般会計]について(所管課:文化振興課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番	·号 項 目	監査の結果(要旨)	H19.1.17までの措置の内容と改善の方針	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針
	1 退職給与引当金の計上不足について			

(3)財団法人八尾市文化振興事業団[特別会計]について(所管課:生涯学習スポーツ課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番	号	項 目	監査の結果(要旨)	H19.1.17までの措置の内容と改善の方針	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針
	1	退職給与引当金の計上不足について			

(4)財団法人八尾体育振興会について(所管課:生涯学習スポーツ課)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番	号	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
	1	八尾市スポーツ施設のあり方について	による費用削減等の検討が必要であり、早期 に今後のあるべき方向性を決定することが望 まれる。	費用削減については公共施設評価にてコストの精査を行っており、今後も効率的な運営に努めます。また、八尾市スポーツ振興基本計画に基づき、各施設の利用状況、市民意識調査結果を踏まえながら、関連的スポーツ施設・市内の民間スポーツ施設・近隣の府立施設との連携を視野に入れ、多角的・体系的な施設整備を進めていくということで方向性を決定しました。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)	設の利用状況、市民意識調査結果を踏まえながら、多角的・体系的な施設整備について、引

(5)財団法人八尾市緑化協会について(所管課:みどり課)

1	番号	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
	1	緑化協会の今後のあり方について		緑化推進への特化を進めることにつき、さらに	市民とのパートナーシップによる手法も含めた緑化推進への特化を進めることにつき、さらに検討中です。

- ・ 平成15年度包括外部監査について改善措置等の内容
- (1)八尾市の補助金全般に共通した内容について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	財政課	補助金の管理	・評価方法について:補助金の評価につい	補助金の評価方法については、行政評価を活用し	補助金の評価方法については、行政評価を活用し
		手法(PDCAサ	て、所管課により毎年実施する第1次評価、	必要性・有効性を見極めながら進めてまいります。	必要性・有効性を見極めながら進めてまいります。
		イクルの活用)	第2次評価:内部の評価機関により3年に1		
			回実施する第 2 次評価、第三者評価委員会		
			により3年に1回実施する第3次評価を実施		
			することが望まれる。		
2			・評価結果の公表:評価結果についてはハ		
			尾市民へ広く公表し、行政としての説明責任		
			を果たすことが望まれる。		

(2)各補助金について

自治振興委員会補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	事務局が八尾	八尾市自治振興委員会の事務局は八尾市	これまでの事業内容を再検討した結果、八尾市自	これまでの事業内容を再検討した結果、八尾市自
		市庁内にある	自治推進課内にあり、自治推進課職員が業	治振興委員会の自立性を今後より高める必要性が	治振興委員会の自立性を今後より高める必要性が
		団体への補助	務時間内で八尾市自治振興委員会事務局と	あると考え、平成 17 年度から、補助金の減額を含	あると考え、平成 17 年度から、補助金の減額を含
			しての業務を行っている。八尾市自治振興委	めた補助制度の見直し及び委員会側の経費負担内	めた補助制度の見直し及び委員会側の経費負担内
			員会への補助金は実際に交付されている金	容の改正を行いました。今後も指摘内容を踏まえ、	容の改正を行いました。今後も指摘内容を踏まえ、
			額に加えて兼務職員の人件費分がある、と	引き続き検討を行ってまいります。	引き続き検討を行ってまいります。
			いうことを認識し、当該人件費分を含めた補		
			助の効果がどの程度のものであるかについ		
			て評価を行う必要がある。		

財団法人八尾市国際交流センター補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人権国際課	補助効果の測定	当財団法人に対する運営費補助を行うこと	研修会・学習会等の参加者に対するアンケートに	研修会・学習会等の参加者に対するアンケートに
			による効果が指標数値化することなどによ	よる指標の数値化を行い、補助事業の効果を検証	よる指標の数値化を行い、補助事業の効果を検証
			り把握されていない。当財団法人開催の研	するための仕組みとして、市と国際交流センターで	するための仕組みとして、市と国際交流センターで
			修会・学習会等の参加者数の把握のみな	事業内容や補助金額について定期的に検証する	事業内容や補助金額について定期的に検証する
			らず、国際理解についての市民や研修会	場を設け、他市の国際交流センターの事例調査を	場を設けることとしました。
			参加者に対するアンケート等による指標数	行いました。	
			値化などを検討すべきである。今後は、数	この調査に基づき、市と国際交流センターで継続し	
			値指標を設定後、その指標を測定すること	て検証を行っており、本年度末には、指標を完成す	
			で効果を把握し、その結果に応じて当補助	る予定です。	
			の事業内容や補助金額を随時検討するこ		
			とが望まれる。		

社会福祉協議会補助金(福祉団体助成金)

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策課	八尾市遺族	八尾市遺族会の事務所は八尾市保健福祉	遺族会の事務処理について、暫時移行していくもの	現在までの経過等を充分に勘案し、遺族会でできる
		会:事務局業	部福祉政策室に置かれており、会の事務局	とし、必要とされる情報やノウハウを積極的に提供	事務処理については、暫時移行していくものとし、そ
		務について	業務を福祉政策室担当者が実施している。	しております。	の過程で必要とされる情報やノウハウについては積
			会の活動は自主財源で実施すべきことと併		極的に提供してまいります。
			せて、会の事務も自らが実施すべきである。		
2		全般的意見:	助成金は協議会を通じて各福祉団体に交付	社会福祉協議会において、平成19年度中に社会	社会福祉協議会において「八尾市社会福祉協議会
		補助金支出に	されているが、協議会の事業報告書には当	福祉協議会のホームページ上で情報開示すること	情報公開規程」に基づく情報開示とともに積極的な
		関する開示	該事業のことが記載されていない。また、八	を検討しています。	開示に向けて検討を行っています。
			尾市が協議会に対して補助していることにつ		
			いては「協議会への補助」としてまとめて予		
			算書や決算書に記載されているが、その中		
			に福祉団体への補助があることがどこにも		
			現れていない。このように、協議会を通じるこ		
			とによって、このような助成事業を行っている		
			こと及び助成金の最終交付先が隠れてしま		
			っている。正しい情報の開示の観点から、八		
			尾市か協議会のどちらかで適切に開示する		
			ことが必要である。		

簡易心身障害者通所授産所運営費補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要	補助金交付要綱において、「適正化法」及び	障害者自立支援法における施設体系の変更を受	障害者自立支援法における施設体系の変更を受
		綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項	け、府の補助金交付要綱が改正される予定です	け、府の補助金交付要綱が改正される予定です
		117-7 1 110	目につき、補助金交付要綱を改正する必要	が、未だ補助金の考え方等が示されておりません。	が、未だ補助金の考え方等が示されておりません。
			がある。	府要綱の改正に併せ、当要綱も改正いたします。	府要綱の改正に併せ、当要綱も改正いたします。
2	=	収支決算書の	7 000。 要綱第8条において実績報告の手続が規定され、	1)については、要綱の改正時に変更する予定で	1)については、要綱の改正時に変更する予定で
		スタステーの 内容不備	事業実績書、歳入歳出決算書、利用者出勤状況	17については、安神の改正時に変更するアたと す。	す。
		内合个佣	報告書の提出を求めている。しかし、提出を受け		
			た歳入歳出決算書について、次のとおり4点の不	2)3)4)については既に措置を講じました。	2)3)4)については既に措置を講じました。
			備が見られた。		
			1)歳入歳出決算書に該当する書類について「収支		
			決算書」との標題になっている。実態に合わせて		
			要綱第8条を「収支決算書」と変更することが望ま		
			れる。		
			2)収支決算書において補助金収入分に対応する		
			支出とそれ以外の収入分(自己収入等)に対応す		
			る支出とを区分していないため、補助金収入分に		
			対応した支出内容や収支差額を把握できない。区		
			分して作成する必要がある。なお、平成 15 年度か		
			らは区分して作成している。 3)平成 14 年度上半期の各授産所から提出された		
			切支決算書を閲覧したところ、各勘定科目欄と金		
			複様の横の摘要欄に使途の記入がないものが 14		
			の授産所で認められた。年度末の収支決算書に		
			は摘要欄の記載があるものの、上半期の収支決		
			算書上においても記載するよう指導する必要があ		
			る。なお、これは、要綱上の収支決算書様式には		
			摘要欄にどのような内容を記入するのか例示・説		
			明がなかったことによるものと推測される。要綱上		
			の収支決算書様式に、摘要欄に記載すべきもの		
			についての説明文を加えることが望ましい。なお、		
			平成 15 年度からは記入を求めている、とのことで		
			ある。		
			4)「監査の結果 ①補助金額の算定誤り」で指摘		
			した事項が生じた原因としては、授産所から提出される収支報告書の「使用料及び賃借料」には家賃		
			れる収入報告書の「使用科及び貝信科」には家貝 金額が含まれて記載されていたためと考えられ		
			る。今後は、授産所から提出される収支決算書の		
			「使用料及び賃借料」の科目については、運営補		
			助金補助対象経費分とそれ以外の分を分けて記		
			入し、運営補助金の算定経緯が明確となるように		
			することが必要である。		

3	退職積立金の	要綱における補助対象経費の規定(要綱第 6 別	要綱への記載については、要綱の改正時に行う予	要綱への記載については、要綱の改正時に行う予
	算定方法明確	記)には「指導員の人件費」との記載があるのみ	定です。	定です。
	化	で、退職積立金支出の記載は具体的にはないが、	退職積立金に関するモデル規定については、要綱	→ 退職積立金に関するモデル規定については、要綱
	15	退職積立金支出を補助対象とすることは認めてい	改定時に作成する予定です。	改定時に作成する予定です。
		る、とのことである。退職積立金繰入額も人件費の	以に時に作成するアだです。	以及時に作成するととです。
		一部として補助対象経費とすることは肯定できる		
		ので、そのことを要綱上で明確にすべきである。		
		なお、退職積立金の金額計算根拠については、八		
		尾市担当者は把握していない。また、各授産所に		
		おける退職金制度の有無も確かめていない。実態		
		は、退職金制度によった積立額ではなく、収支計		
		算上での余剰金額を適当に毎年積み立てている。		
		対立 この宗利 並留 と 過当に毎年 慣が立て こいる、 とのことである。公平性を保つため、八尾市が退職		
		金モデルを制定し、各授産所がそれをベースに適		
		切な退職金制度を設け、その制度により退職積立		
		金を計上するように八尾市は指導する必要があ		
		る。		
4	補助金額の見	運営補助金の金額は、授産所等の運営に要する	府の補助金交付要綱の改正に合わせて、市要綱も	│府の補助金交付要綱の改正に合わせて、市要綱も
	直し	費用のうち、市長が必要と認めた経費の合計と授	改正する予定です。	改正する予定です。
		産所等通所者の人数から算定した金額のうちいず		
		れか少ない方の金額としている(要綱第 6 別記よ		
		り)。授産所等通所者人数から算定する金額につ		
		いては、1 人当たりの月額補助額を 59 千円とし、		
		重度障害者は77千円、最重度障害者は88千円と		
		して、計算している。		
		対して、大阪府の要綱では、補助金額は授産所等		
		の運営に要する費用のうち、補助対象経費(給料		
		等)の合計と一定の基準額(注)のうちいずれか少		
		ない方の金額の2分の1を補助金額としている(大		
		ない力の金額の2万の「を補助金額としている(人 阪府要綱第3条より)。		
		したがって、利用人員が多い授産所であるほど、		
		大阪府補助金額の八尾市補助金額に対する割合		
		が低くなり、八尾市単独負担が増える。これは、八		
		尾市が 1 人あたりの補助金額を規定しているのに		
		対して、大阪府は 15 人以上の授産所は一定		
		(6,500 千円)の基準額を設けているためである。さ		
		らに平成 17 年度からは新要綱が適用され 7 人以		
		上は一定の基準額となるため、7 人以上の授産所		
		は補助金額が実質的に減額となり、八尾市補助金		
		額の負担割合が高くなる。また、重度障害者が通		
		所者に含まれた場合はさらに八尾市単独負担割		
		合が増加する。		
		八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備する		
		ためにも、10 人以上の授産所については社会福		
		社法人へ移行させることを促進している。小規模		
		授産施設移行支援助成金(表番号 36)の更なる活		
		用が期待される。これらに対処するため、補助金		
		「一定の上限額を設けることを検討する必要があ		
		に一定の工版額を取けることを検討する必要がある。		
1	1	1 6) o	1	1

5	要綱上におけ る書類様式例 の不備	要綱では、補助金申請時等に必要とされる書類が 規定されているものの、各書類の様式例は規定されていない。当補助金は大阪府の補助金交付要 綱を根拠としているものであり、大阪府の補助金 交付要綱における様式例を利用していたとのこと である。実務上の弊害はないが、八尾市の要綱に おいても書類様式例が規定されることが望ましい	要綱の改正時に行う予定です。	要綱の改正時に行う予定です。
6	補助対象経費の明確化	「監査の結果 ①補助金額の算定誤り」で指摘したとおり、要綱第6条 別記において、補助対象経費が規定されており、補助対象経費から家賃等が除かれる旨が明記されているものの、家賃等補助金額を控除すべきなのか、家賃等の実際の支出額を控除すべきなのかが不明確である。明確に記載する必要がある。	要綱の改正時に明確化を図る予定です。	要綱の改正時に明確化を図る予定です。
7	要綱の表現が不正確	要綱の第7条では「第5条の補助金交付額の確定後、交付する」とされているが、第5条は補助金交付額の決定についての規定であり、確定ではない。補助金の確定は第9条で規定されている。第7条の表現を「第9条の補助金交付額の確定後、交付する」と修正する必要がある。一方、要綱第8条における「補助金の交付を受けたものは、前期・」とあるが、「補助金の概算払を受けたものは、前期・」と修正する必要がある。	要綱の改正時に修正を図る予定です。	要綱の改正時に修正を図る予定です。

簡易心身障害者通所授産所整備費補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要	補助金交付要綱において、「適正化法」及び	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正す	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正す
		綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項	る予定です。	る予定です。
			目につき、補助金交付要綱を改正する必要		
			がある。		
2		施設、設備整	簡易心身障害者通所授産所運営費補助金	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正す	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正す
		備補助金を規	の要綱第 6 条(4)には、「施設、設備整備費	る予定です。	る予定です。
		定する要綱の	補助金」が規定されている。しかし、「施設、		
		妥当性	設備整備費補助金」は簡易心身障害者通所		
			授産所整備費補助金のうちの一部の補助金		
			である。		
			施設、設備整備費補助金は、冷暖房設備等		
			の施設に係るものを補助対象とし、設備購入		
			費用の補助であり、八尾市簡易心身障害者		
			通所授産事業運営補助金交付要綱ではな		
			く、整備費補助金交付要綱で規定すべきで		
			ある。		

3	収支予算書へ	整備費補助金交付要綱第 5 条において、補	要綱改正時に修正を図る予定です。	要綱改正時に修正を図る予定です。
	の名称変更	助対象事業者に提出を求める書類が規定さ		
		れ(3)歳入歳出予算書、とあるが、要綱上に		
		おける書類様式では標題が「改築費補助金		
		収支予算書」となっている。「収支予算書」と		
		要綱上の規定を改正することが望まれる。		
4	土地の登記簿	整備費補助金交付要綱第 5 条において、補	要綱改正時に修正を図る予定です。	要綱改正時に修正を図る予定です。
	謄本及び使用	助対象事業者へ提出を求める書類が規定さ		
	承諾書につい	れ(7)「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」		
	て	とあるが、賃借している物件を整備する場合		
		は登記簿までも提出を求める必要はなく、使		
		用承諾書のみで足りる。実態においても使用		
		承諾書のみの入手を実施している。要綱を		
		「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」では		
		なく、「自己所有の土地の場合は土地の登記		
		簿謄本、借用土地の場合は使用承諾書」と		
		する必要がある。		
5	書類様式の要		要綱改正時に規定する予定です。	要綱改正時に規定する予定です。
	│ 綱上未規定	付申請書等の書類様式を整備費補助金交		
		付要綱で制定しているが、施設、設備整備補		
		助金に関する補助金交付申請書等の書類		
		様式は制定しておらず、建設費・改築費等補		
		助金の様式を準用している。早急に規定す		
		ることが必要である。		
6	概算払の理由	整備費補助金交付要綱にて概算払による補	要綱改正時に是正する予定です。	要綱改正時に是正する予定です。
	未記載	助金の支払いを認めている(整備費補助金		
		交付要綱第9条2より)。しかし、補助金交付		
		申請書において、概算払を求める理由の提		
		出を求めていない。概算払による補助金支		
		払いは例外的な内容であり、概算払を行う際		
		にはそれを例外的に認めた理由を記載でき		
		るように交付申請書に記載欄を設けることが		
		望ましい。		

精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要	補助金交付要綱において「適正化法」及び	自立支援法の施行により3障害一体となったサービ	自立支援法の施行により3障害一体となったサービ
		綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項	ス提供を行うことになったため、当要綱に基づく事	ス提供を行うことになったため、当要綱に基づく事
			目につき補助金交付要綱を改正する必要が	業は実質なくなりました。今後、府の補助要綱の廃	業は実質なくなりました。今後、府の補助要綱の廃
			ある。	止と併せて当要綱も廃止する予定です。	止と併せて当要綱も廃止する予定です。

精神障害者共同作業所運営事業費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金額の見	大阪府の補助金要綱が改正され、平成17年	現在、当補助金の対象となっている授産施設につ	現在、当補助金の対象となっている授産施設につ
		直し	度からは新要綱が適用され 10 人以上は一	いては、平成 17 年度より小規模授産施設に移行し	いては、平成 17 年度より小規模授産施設に移行し
			定の基準額となるため、10 人以上の授産所	ており当補助金対象授産施設は該当なしとなりま	ており当補助金対象授産施設は該当なしとなりま
			は補助金額が実質的に減額となり、八尾市	す。	す。
			補助金額の負担割合が高くなる。これによ	補助金の上限額設定の検討も必要ですが、新規授	補助金の上限額設定の検討も必要ですが、新規授
			り、利用人員が多い作業所であるほど、大阪	産場については、まずそのあり方から検討すべきと	産場については、まずそのあり方から検討すべきと
			府補助金額の八尾市補助金額に対する割	考えるため、今後は本補助金のあり方も含め、統合	考えるため、今後は本補助金のあり方も含め、統合
			合が低くなり、八尾市単独負担が増える。	的な判断のもと検討してまいります。	的な判断のもと検討してまいります。
			八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備		
			するためにも、10 人以上の授産所について		
			は社会福祉法人へ移行させることを促進して		
			おり、小規模授産施設移行支援助成金の更		
			なる活用が期待される。これらに対処するた		
			め、当補助金額に一定の上限額を設けるこ		
			とを検討する必要がある。		

小規模授産施設移行支援助成金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び 「適正化法施行令」と照らして不備のある項 目につき、補助金交付要綱を改正する必要 がある。		現在、八尾市補助金交付規則に沿った改正に向け 作業中です。

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	連合会の基盤	現在、高齢クラブへの助成事務(申請受付、	現在、連合会の事務については、高齢クラブ連合会	自主財源の確保については、友愛福祉活動募金を
		強化について	交付事務及び報告書の取りまとめ等)及び	で専任係員を採用し、事務処理を行っています。従	創設し、友愛訪問活動の経費に充てています。
		(連合会全体に	連合会の決算書作成、総会事務等多くの事	って高齢福祉課は事務の助言、点検、指導等を行う	事務局事務についてはその大半を連合会でおこな
		対する意見)	務を高齢福祉課で行っている。	よう改善しました。また、連合会の運営については	ってもらうこととしましたが、一部事務について引き
			連合会においても、専任・専従職員体制を確	直接会員からの会費収入はありませんが、行事ご	続き調整を行っています。
			立し、事務局業務を順次受入れていくことが	とに参加者負担金(連合会会計には繰り入れていな	
			必要である。	い)を徴収し運営しており、一定の自主財源の確保	
			また、連合会は、高齢クラブからの直接の会	を行っております。(措置済み)	
			費徴収はなく、八尾市の各高齢クラブに対す		
			る活動助成金の一部(総額 1,638 千円)を会		
			費見合いとして収入しているほか、収入の大		
			部分を助成金に頼っている。連合会活動の		
			活性化のためには、財源確保が重要であ		
			り、自主活動の基盤として自主財源確保の		
			方策が検討されるべきと考える。		

高年齡者労働能力活用事業費補助金

番	号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	1	高齢福祉課	補助金交付要 綱の不備	_	今後事業運営の方針が確定しだい、合わせて要綱 の改正を行う予定です。	現在引き続き検討中です。

	1+ pl A +0	5 0 D 1 D 1 1 0 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	AW > 1 \$ 141	~1515 ~ 1
2	補助金額			ご指摘の内容をふまえ、シルバー人材センターに改
	直し	入及び法人の目的に反しない範囲で実施さ	び来年度策定する第3次中長期計画の中で、指摘	善指導しますとともに、補助金のあり方について現
		れる収益事業の収益によって賄うのが基本	事項を含めた事業運営について方針を決めていく	在引き続き協議を行っております。
		である。自らの努力した後になお資金が不足	予定であり、現在引き続き協議を行っております。	
		する場合に補助金その他外部からの資金に		
		頼るべきものである。シルバー人材センター		
		の安定した運営のためには、支払準備のた		
		めの現金預金や正味財産の保有は必要で		
		あることは認める。したがって、必要資金等		
		を合理的に見積り、その金額まで保有できれ		
		ば、それ以降は基本に戻り、運営費の不足		
		部分についてのみ運営費補助とすべきと考		
		える。		
		今後は資金の増加の必要はなく、八尾市は		
		人件費全額の補助ではなく、収支不足額を		
		補助することで足りる。補助額の見直しが必		
		要である。		

八尾市民間保育所整備費補助

番号	所 管 課	項	目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	要綱のオ	·備	要綱第 5 条(補助金の交付の申請)による	国の補助制度が大きく見直されたため、本要綱は	平成18年4月に制定した八尾市私立保育所整備
				と、「補助を受けようとするときは、申請書を	平成19年3月末で廃止を予定していることから、新	費補助金交付要綱においても、申請書の提出期限
				別に指定する期日までに市長に提出しなけ	たな要綱制定の際、申請書の提出期限を明確に規	を定めるに至らなかったところですが、国の補助制
				ればならない」とあるが、ここでいう別に指	定いたします。	度の大幅な見直しにより、本要綱は平成19年3月
				定する期日を定めた根拠規定は存在しな		末で廃止を予定していることから、新たな要綱制定
				かった。現状は、補助金交付申請書は、府		の際、提出期限を明確に規定いたします。
				の申請書とほぼ同時期に提出している。		
				当該補助金は大阪府補助事業の場合であ		
				ることが前提条件であるので、現状の申請		
				書提出日であっても問題はないと考える。		
				しかし、申請書の提出期限について現状の		
				要綱の表現では不明確であるので、これを		
				明確にする必要がある。		

八尾防犯協議会防犯灯補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	防犯灯設置計	八尾市全体として防犯灯の設置計画は策定	今後、防犯まちづくりに関わる計画づくりを進めてい	今後、防犯まちづくりに関わる計画づくりを進めてい
		画の未策定	されていない。現在、防犯灯の設置の判断	〈予定でありますが、防犯灯の設置計画についても	〈予定でありますが、防犯灯の設置計画についても
			は各自治会で行われ、補助申請を行うと全	併せて引き続き検討しております。	併せて引き続き検討しております。
			件補助対象となる。したがって、防犯灯設置		
			の優先順位は設けられていない。今後は、		
			防犯灯設置計画を策定し、それに従う設置と		
			その補助を計画的に行うことが求められる。		
2		防犯灯補助金	現在、補助金額は要綱第3条により、規定さ	平成16年9月7日付けで要綱を全部改正し、補助	平成16年9月7日付けで要綱を全部改正し、補助
		の補助割合の	れている。平成 14 年度より、照度の高い(36	│金額・補助率等について、概ね3年で見直す旨の規	│金額・補助率等について、概ね3年で見直す旨の規 │
		妥当性	W以上)防犯灯設置に対しては高い補助割	定をいたしました。	定をいたしました。
			合となっている。実態としては、ポールを新設	要綱改正後、改正要綱の制度周知を含めて新要綱	要綱改正後、改正要綱の制度周知を含めて新要綱
			し防犯灯を設置する場合の設置経費は 60~	にて取り組んでおりますが、様々なご意見をいただ	にて取り組んでおりますが、様々なご意見をいただ
			70 千円であるのに対し、既設電信柱に防犯	いております。	いております。
			灯を設置する場合の設置経費は 30 千円程	これら意見を踏まえながら、補助割合等について引	これら意見を踏まえながら、補助割合等について引
			度であり金額の幅が広くなっている。しかし、	き続き検討しております。	き続き検討しております。
			ポールから設置する場合とそうでない場合と		
			の設置経費に開きがあるのに、補助金額の		
			ランク分けがされていない。どの場合でも補		
			助割合が同一となるように、補助金額計算根		
			拠を設置経費に対する割合から算出するよ		
			うにすることが望ましい。		

八尾防犯協議会運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	事務局が八尾	協議会の事務局は八尾市自治推進課内に	引き続き、協議会が本来実施すべき事業について	引き続き、協議会が本来実施すべき事業について
		市庁内にある	あり、自治推進課職員が業務時間内で協議	精査中であり、事業費補助としての補助金額の積	精査中であり、事業費補助としての補助金額の積
		団体への補助	会事務局としての業務を行っている。したが	算内容について、検討中であります。	算内容について、検討中であります。
			って、実態は自治推進課職員が事務局職員		
			を兼任している状態である。当該八尾市職員		
			の人件費のうち、事務局としての業務時間に		
			対応する分は協議会への補助金と実質的に		
			は同じである。八尾防犯協議会への補助金		
			は実際に交付されている金額に加えて兼務		
			職員の人件費分がある、ということを認識		
			し、当該人件費分を含めた補助の効果がど		
			の程度のものであるかについて評価を行う		
			必要がある。しかし、協議会の事務につい		
			て、自主運営することを検討することが望ま		
			れる。		

「八尾市」用排水路浚渫補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	土木管理事務	補助金交付要	補助金交付要綱において、「適正化法」及び	引き続き「八尾市」用排水路浚渫補助金交付要綱	不備項目へのご指摘を踏まえ、補助金等交付基
	所	綱の不備	「適正化法施行令」と照らして不備のある項	(案)の改正作業中につき、本年度中の改正実施に	準、「適正化法」及び「適正化法施行令」に適合した
			目につき、補助金交付要綱を改正する必要	向けて取り組みを進めております。	内容とするべく浚渫補助金交付要綱の改正作業中
			がある。		です。

・ 平成16年度包括外部監査についての改善措置等の内容

〇歳入関連項目

- 1. 下水道使用料の金額
- (1)平成 12 年度下水道使用料改定の経費負担区分に関する問題点

番号	所管課	項	目	首員の因然(要旨)		H18.7.14までの取り組み等の内容と
		- 74		志元》[1日(文日)	改善の方針	改善の方針
1	下水道総務課	維持管理費中	(A)環境対策費	環境対策費のうち、浄化施設の活性炭入れ替え費用について	平成12年の使用料改定時に、環	平成12年の使用料改定時に、環
		の一般行政経		は、悪臭防止という点では汚水に関する経費であり、私費負担		
		費の負担区分			化推進員報酬について、全額公費	
				協会負担金等のうち公共下水道管理者としての情報入手及び職		負担することに合理性があると判
			等	員研修については、雨水・汚水両方にかかる経費であり、公費私	断いたしましたが、原因者負担の	断いたしましたが、原因者負担の
					観点から、一部には私費負担が適	
				下水道協会及び下水道事業団の収支状況の実態を調査して、協		
				会負担金等のうち、情報入手及び職員研修に見合った割合を算		ら、次回の使用料改定時には、指
				出し、その割合で按分された金額については公費私費両方で負	は、指摘の点を踏まえ、公費私費	摘の点を踏まえ、公費私費の負担
					の負担区分の検討を行いたいと考	
			(C)水洗化推進員	水洗化推進員の業務内容(「現地実態調査」「未水洗化台帳の作	えております。	ります。
			報酬	成」「くみ取り便所・し尿浄化槽の水洗化の通知」「水洗化個別指		
				導」) は各種調査や水洗化促進のための啓発などの活動である		
				ため、下水道事業の管理に付随して公共下水道管理者が実施す		
				る事務と捉え、汚水に関する経費であるとするのが適当と考え		
				る。したがって、水洗化推進員報酬は、私費負担が適当と考え		
				న 。		
2	下水道総務課			汚水に係る資本費については使用料の対象(私費負担)とするこ		
		費負担とすること		とが原則であるにもかかわらず、平成 12 年度の使用料改定計算		
				においては汚水資本費の 3 割を公費負担とした。これは、使用料		
				改定時の計画値について、仮に汚水資本費を全額使用料対象経		極めて高額な使用料を設定する必
				費として料金改定率を計算すると28.6%となり、これでは使用料の		
				改定幅が大きすぎると判断し、改定幅を小さくするために、汚水資		
				1 300 - 472 - 30301-1 3 - 1 1 1 3 3 0 0	11-3176	料改定立案時においては、指摘の
				公費負担を汚水資本費の 3 割分増加させたということは、即ち市		点を十分踏まえ、資本費の推移を
				民の税金で負担する部分を増加させたということであり、結果的に		
				は下水道を使用していない市民の負担が多くなってしまうことにな		使用料対象経費の算出に努めた
					いと考えております。	いと考えております。
				今後の料金改定においては、原則どおり、汚水に係る経費は利		
				用者負担として、使用料対象経費に含めるべきと考える。		

(2) 平成 12 年度下水道使用料改定時の計算上の問題点

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と 改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と 改善の方針
1	下水道総務課	有収水量と使用料収入の予測方	有収水量計画実績差異分析の表によると、低い水量ランクでの	水量ランク別の使用水量の表は、	水量ランク別の使用水量の表は、
		法	計画実績差異が大きい。これは、低い水量ランクを中心に下水道	累積された水量であるため、必ず	累積された水量であるため、必ず
			普及が進んでいるためと推測される。	しも低い水量ランクを中心に下水	しも低い水量ランクを中心に下水
			八尾市は累進使用料体系であるため、このように低い水量ラン	道普及が進んでいることを示すも	道普及が進んでいることを示すも
			クの有収水量が増加有収水量の大部分を占めている場合、全体	のではありませんが、次回改定立	のではありませんが、次回改定立
			の有収水量が計画どおりに増加しても使用料収入が計画どおりに	案時には、使用料収入見込額算出	案時には、使用料収入見込額算出
			増加しない可能性がある。	の基礎となる有収水量の予測をよ	の基礎となる有収水量の予測をよ
			今後は、各年度に下水道を使用開始するのはどのような者か	り的確に行い、使用料収入見込額	り的確に行い、使用料収入見込額
			(例えば家庭、工場など)という点を調査の上、水量ランクごとに	を算出したいと考えております。	を算出したいと考えております。
			有収水量の予測を行い、使用料収入見込額を計算すべきと考		
			える。		
2	下水道総務課	公衆浴場の有収水量及び使用料	平成12年度の料金改定において公衆浴場の使用料の改定は	公衆浴場の有収水量は、有収水	公衆浴場の有収水量は、有収水
		収入の取扱い	行われなかったが、平成12年度改定時の有収水量の予測値は	量全体に占める割合が極めて小さ	量全体に占める割合が極めて小さ
			公衆浴場の有収水量込みの数値になっている。理論的には、使	く、使用料の積算では考慮しており	く、使用料の積算では考慮しており
			用料収入の計算に当たっては、据え置きの金額で計算するべき	ませんが、次回改定立案時にはこ	ませんが、次回改定時にはこれら
			と考える。	れらも考慮したうえで、有収水量の	も考慮したうえで、有収水量の予
				予測を行います。	測を行います。

- 2. 下水道使用料の徴収事務の委任(取り組み済み)
- 3. 下水道使用料の料金滞納の管理

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)		H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	1 13 12 110 125 121	給水停止執行までの期間短縮及 び現地訪問の早期化	いるが、これを例えば4カ月に短縮し、さらに6カ月分の催告を行った日から給水停止執行までの期間を半月(現状は1カ月半)に短縮すると、使用料滞納発生日から7カ月で給水停止執行ということになる。この給水停止執行までの2カ月半の短縮は、例えば無断転出者の早期判明に有効であり、回収不能額を減らす効果が	現状6カ月以上の滞納と定めている給水停止執行期間を平成19年度より4カ月に短縮する予定です。 現在、2カ月滞納分は郵送処理しておりますが、ご指摘のとおり、3カ月滞納分から現地訪問による催告を行い、滞納督促の早期化を図りました。 (現地訪問の早期化については措	務はさらに民間業者へ委託しております。当課だけでは改善できないため、水道局と十分な協議検討が必要なため、費用対効果を考慮しつつ改善方向に努めてまいり

4・一般会計からの繰入金(取り組み済み)

5. 下水道利用(水洗化向上)の促進

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	環境施設課		千円であり、くみ取便所の方が下水道使用料よりも安いのが現状で	し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道 未整備地域の実情、物価状況を 踏まえるとともに、政策的配慮を 勘案し、指摘事項につきまして、 引き続き慎重に検討してまいりま	し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道 未整備地域の実情、物価状況を 踏まえるとともに、政策的配慮を 勘案し、指摘事項につきまして、

6. 受益者負担金(取り組み済み)

〇歳出関連項目

7. 流域下水道等負担金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	下水道総務課		1) 汚水処理資は汚水流入量に正氏例9 る資用はかりではなく、固定的に発生する費用もある。 2) 新処理場(竜華水環境保全センター)の建設が進められているが、当該処理場内の水処理設備は下水流入量の増加見込みに応じて順次増設していため、当面の間は処理場の一部は未利用状態となる。この未利用部分に係る維持管理費は下水道整備が遅れている。 ***********************************	方法については、寝屋川南部広域 下水道組合規約や大阪市との協 定においては、基本的に供用開始 面積比を用いております。 寝屋川流域では、内水排除を目 的として合流方式で下水道整備されてきたことから、各市とも寛出が 派入水量を正確に算出が、 ることは困難な面もありましながら 観係各市とも相談しております。	方法については、寝屋川南部広域 下水道組合規約や大阪市との協 定においては、基本的に供用開始 面積比を用いております。 寝屋川流域では、内水排除を目 的として合流方式で下水道整備さ れてきたことから、各市とも雨水、 汚水の流入水量を正確に算出す ることは困難な面もありますが、
2	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し (大阪市公共下水道)	大阪市公共下水道の維持管理費負担金の算定は、管渠費用は幹線毎の計画面積比を基準とし、処理場等費用は供用開始面積を基準としている。 処理場等費用は汚水処理費と雨水処理費に区分できるが、このうち汚水処理費については、面積を基準とすることは合理的な方法とはいえず、流入量を基準に加えることが適当と考える。大阪市と十分協議することが望まれる。		

- 8. 経費節減対策(取り組み済み)
- 9. 契約事務(取り組み済み)

〇全体的項目

- 10. 下水処理に関する計画(取り組み済み)
- 11. 公共下水道事業特別会計の財政及び地方債(取り組み済み)

- ・ 平成17年度包括外部監査についての改善措置等の内容
- ◎共通事項として総括すべき事項
- 1. 「公の施設」を含む公共施設の評価と更新について(取り組み済み)
- 2. 受益者負担のあり方について

番	所 管 課	項目			H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針
	財政課	(2)コストの把握の必要性	条例上、利用料金を徴収しない施設についても、現状を把握し、コスト削減のための計画立案や、将来の投資意思決定に役立てるため、受益者負担額の算定に用いたものと同様の考え方によるコストの把握が必要である。それぞれの施設毎の管理コストを適切に把握し、サービスの質を確保しつつ、管理コストの低減を図	人件費及び公債費を含めたトータ ルコストについては現在導入中の 行政経営支援システムを活用す ることにより把握を行ってまいりま す。また、施設管理経費について は、毎年度の予算編成過程の中 で、各施設の効率性や効果を評	人件費を含めたコストの把握については現在導入中の行政評価システムを活用することにより把握可能であります。また、施設管理経費については、毎年度の予算編成過程の中で、各施設の効率性や効果を評価し、逓減に努めて
			は、施設の設置から更新・廃止までのトータルコストを勘案する必要がある。また、施設の効率性や効果を評価する際の判断基準のひとつとして、所管部署が認識しておく必要がある。		価償却や支払利息」も含めたトー タルコストの把握の手法等につい ては現在検討中であります。

3. 指定管理者制度導入に関する課題

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	地域経営課	(2)長期的戦略の構築	指定管理者制度においては、数年毎に指定管理者の見直しを検討することが求められている。上記(1)で述べたように平成17年12月議会において条例改正され、おそらく、その附則を適用し、今後3年間は市の外郭団体が指定管理者に選定されることとなると考えられるが、その後は公募を原則とする手続条例の本則を適用した団体の選定がなされることとなるため、収入の多くを市からの施設管理受託業務に依存している外郭団体にとって、指定管理者に選定されない場合には当該団体の存続可能性が問題となる。この点を踏まえ、今後外郭団体においては、3年後に公募によって指定管理者が選定される場合に備え、事業運営上の非効率を徹底的に排除し、長期的な視点による事業戦略を構築する必要がある。その際、人員の適正配置を含めた柔軟な人事制度の構築や、市の施設管理受託業務以外からの収入を得る事業の実施等、様々な取組みが考えられるが、指定管理者として選定されなかった場合も視野にいれ、指定管理者となった団体との事業上の協力関係が築けるような独自のノウハウをもつことが重要である。一方、市においては、指定管理者に担わせるべき公の施設の管理運営の範囲を協定事項として定める必要があることから、公の施設の管理運営の範囲を協定事項として定める必要がある。ことから、公の施設の管理運営の範囲を協定事項として定める必要があることから、公の施設の管理運営の範囲を協定事項として定める必要があることから、公の施設の管理運営の範囲を明確にするため、公の施設の管理運営の範囲を明確にするため、公の施設の管理運営の範囲を明確にするため、公の施設の管理を行う所管課を中心に具体的検討を実施していく必要がある。市としても今後3年間を円滑に制度を導入するための準備期間として、過去における市と外郭団体との施設の管理運営上の関係を再度見直しながら、長期的な観点からの施設管理が望まれる。	郭団体において、市の人的関 与の縮小・廃止、管理業務と行 政補完業務の明確化、指定管 理委託料の予算抑制など、人 材育成も含めて団体経営の 立化・安定化と業務運営の効 率化等に向けた改善計画を策 定し、引き続き改善に取り組ん でおります。	立化・安定化と業務運営の効
2	地域経営課	(3)人員確保の必要性	現在、管理委託先である外郭団体には、市の職員が一部事務従事として複数出向し、共同して業務を行っており、生涯学習センター等、市の職員の占める割合が非常に高い場合がある。 指定管理者制度に移行するにあたり、市の職員は当該団体の業務から一切離れることになり、外郭団体が指定管理者に選定された場合、自らの職員により運営管理を実施する必要がある。現在、市の職員が担っている一部の業務についても、当該団体にとって業務の範囲に含まれ、さらに、団体にとってはこれまで以上に自らの判断で事業を行う必要があり、これに伴う責任の範囲が拡大することが予想される。 外郭団体においては、当初の指定期間は無条件に当該団体が選定されるにしても、その後は他団体との競争に勝つために団体運営を適正に行いうるような人員を確保する必要がある。そのためには、市の職員が現在担っている業務をたな卸しし、しかるべき人材を外部から調達するなど、団体運営にとって近い将来に必ず直面する短期的な課題として人材確保を早急に行うべきである。		

(3	地域経営課	(5)外郭団体独自の給与体系の	外郭団体の人件費については、市の給与体系に準じて支払われ	市の外郭団体所管部署及び外	市の外郭団体所管部署及び外
			確立	ているため、これまで人件費の削減はもっぱら人員の削減(定年退	郭団体において、市の人的関	郭団体において、市の人的関
				職、人員不補充等)によって行われてきた。外郭団体においては、指	与の縮小・廃止、管理業務と行	与の縮小・廃止、管理業務と行
				定管理者制度導入の効果が実質的に市の財政負担の軽減であるこ	政補完業務の明確化、指定管	政補完業務の明確化、指定管
				とを十分に理解し、団体の管理運営上、適正な人件費水準への見	理委託料の予算抑制など、適	理委託料の予算抑制など、適
				直しを実施することが必要である。	正な給与体系の確立も含めて	正な給与体系の確立も含めて
				本来、各団体における給与体系は、それぞれの団体の業種業態	団体経営の自立化・安定化と	団体経営の自立化・安定化と
				が異なるため、団体ごとに確立されるべきものであり、市に準じるべ	業務運営の効率化等に向けた	業務運営の効率化等に向けた
				き性質のものではない。指定管理者制度が導入されるのを契機に公	改善計画を策定し、また外郭団	改善計画を策定し、また外郭団
				の施設を管理運営している外郭団体においてはコスト削減に関する	体においても同様に経営計画	体においても同様に経営計画
				検討をしており、今回調査を行った(財)八尾市文化振興事業団は、	を策定し、引き続き改善に取り	を策定し、現在改善に取り組ん
				そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、	組んでおります。	でおります。
				当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じ		
				た適正な給与体系を確立すべきである。		

- 4. 生涯学習施設のあり方(取り組み済み)
- 5. 契約事務について

番	号	所管課	項	目	首見の内容(典旨)		H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
		文化振興課生涯学習スポーツ課	(1)入札について		①市場価格の把握市は建設工事や物品購入以外の業務委託の入札を実施する際には、標準的な単価に関する指標がないということから、業務委託金額(予定価格)の積算を行っていない場合が多い。このことは、事業団においても同様であり、平成 16 年度の業務委託の入札に際しては、過去の契約金額を参考にするだけで、仕様書に応じた、市場価格の把握は行われていなかった。入札の目的は、適正なコストを算出し、その算出した金額(予定価格)に対し、一定の品質を確保しつつ、公正かつ有利な契約を締結することにある。コストの削減度合いを把握するためには、適正な市場価格の把握が必要であり、今後、入札手続きを実施するよが望まれる。	は、文化会館及び生涯学習センターの指定管理者として事務の効率化や経費の削減を行うため、入札のあり方等について、契約規程改正に向けて検討を進めてまいります。	ついては、市に準じた形で制定 しており、契約規程についても 市に準じた形で制定しておりま

2	文化振興課	(1)入札について	②入札の形骸化の可能性	(財)八尾市文化振興事業団	(財)八尾市文化振興事業団は
-	生涯学習スポー	(17)(401220	文化会館及び生涯学習センターにおける入札結果は以下のとお		
	ツ課		りである。なお、予定価格については、規程上、事前・事後とも非公		
	7 L/K			の効率化や経費の削減を行う	
			予定価格内での入札業者は 1 社のみであり、予定価格内での実		
			質的な価格競争がないに等しい。また、すべての入札において同一		
			の業者が常に最低価格を投じるのは、あらかじめ、入札参加業者間		に基づき行っておりますが、平
			では、契約業者が決まっており、それ以外の業者は受託意思もなく		成18年度より文化会館及び生
			入札するかのような印象を受ける。		涯学習センターの指定管理者
			そこで、現在の契約規程を前提とするならば、今後とも、談合及		に事業団が指定され、事業団
			び癒着を防止するとともに、受注意欲のある参加業者による公正な		ではさらなる事務の効率化や経
			価格競争を促進するため、入札参加条件の緩和を含む入札参加業		費の削減を行うために経営改
					革に着手しています。その一環
			有数の拡入、アと間間の事前な扱、現場試明芸の廃止、な止取引 委員会への不自然な入札事例の報告などすぐにでも実施可能な措		として、契約規程についても、
			置を速やかに講じ、ひいては、国が推進する電子入札システムの		指定管理者制度にふさわしい
			直を迷せがに講じ、ひいては、国が推進する電子スペンステムの導入を図るべきである。		規程に改正する予定で、入札
			等人で図るべきである。 		のあり方についても検討してま
					いります。
	文化振興課	(1)入札について	 ③入札の効果	 (財)八尾市文化振興事業団に	
3	又11.振興課 生涯学習スポー	(1)人和について	⑤人札の効果 平成 16 年度の途中において市が直接運営する施設についてグ		
	生涯子首スホー			習センターの指定管理者として	
	が味				
			グループ入札は、市の保有又は利用する施設に関し、施設の所 在地に応じ、1 グループあたり3 施設から13 施設の3 つのグループ		
			仕地に応じ、「グルーノめだりる 施設から 13 施設の 3 つのグルーノ に区分し、1 つのグループに含まれる施設全ての清掃業務を 1 業者		
				検討を進めてまいります。	天利尻柱の見直し快刮を進め てまいります。
			こ安託するというものである。 グループ入札の結果、現地調査を実施した施設の契約金額は、	快刊を進めてまいりまり。	しまいりまり。
			衛生処理場は 167 千円/月から 124 千円/月(25.7%減)、八尾図書館は 211 エ四/日から 150 エ四/日(20.60/減)、末紀図書館は 167		
			館は 211 千円/月から 150 千円/月(28.6%減)、志紀図書館は 167 千円/月から 135 千円/月(19.5%減)となり、入札の効果が発揮され		
			1		
			た。		
			設備保守や清掃など同種の業務でも管理主体によっては、競争		
			入札でなく随意契約で行っている場合が多いが、今後は、業務内容		
			や金額の重要性を勘案し、入札によるコスト削減や業者の入札参加の公理性を検討する必要があると思われる。		
			の公平性を検討する必要があると思われる。		
			また、事業団においては一般競争入札により、入札を実施しているが、10者租席の限された業者のなが、14は一条地上でいる。14は		
			るが、10者程度の限られた業者のみが入札に参加している。入札		
			情報の周知方法を検討し、入札参加業者を増やすことで、入札不調の場合、声もに随意初めに移行するのではなく、業者を入れま		
			調の場合、直ちに随意契約に移行するのではなく、業者を入れ替		
<u> </u>			え、再入札を実施することなどを検討する必要がある。		

文化振興課 生涯学習スポー ツ課

(2)随意契約について

①随意契約の合理的理由がない

随意契約に付された業務の選定理由を確認したところ、事業団及|おいて、今後、随意契約につい |おいて、文化会館や生涯学習 |び振興会の契約の多くで、「契約の性質又は目的が競争入札による|ても、契約規程の改正のなかで |センターの指定管理者としてよ |方法に適しない契約をするとき」とされていた。その契約業者をみる|検討を進めてまいります。 と、過去に実施した入札での落札者に継続して発注し、なかには、施 |設の開館以来、継続して同一業者に委託している場合がみられた。

しかし、警備・清掃・設備保守に関して言えば、その施設の特色に より業務内容に違いはあるが、総じて業者間の技術・品質の差異は 小さく、また、業者も複数存在するため、他業者による代替可能性は 高いものと思われる。現在、3 年ごとに入札し、その間は随意契約と している場合においては、「契約の性質又は目的が競争入札による 方法に適しない契約をするとき」を理由にするのは、随意契約理由と しては誤解を招くこととなるため、現行規程の改定が望まれる。

また、長期継続契約については、地方自治法の平成16年11月 改正を受け、リース契約等特定の業務を対象として平成 17 年 4 月 1 日施行の条例により認められるに至った。しかし、平成 16 年度の契 |約当時は、市及び市の外郭団体の財務規則や契約規程には何らの 定めもなかった。したがって、同一業者との間で随意契約を更新する という方法により、実質的な長期継続契約を締結することは、契約事 務手続上問題である。

確かに、入札初年度に特殊な機械設備を新規に導入するなど、 落札業者の初期投資を考慮することを要する事例(衛生処理設備や 図書館システム等)では、入札業者との間で、入札後の4-5年間は |随意契約を繰り返すことを前提に入札を実施する方が、入札初年度 の契約金額を安価にし得ることもあろう。しかしながら、入札後に同 一業者と長期に随意契約を継続している業務の契約記録を精査し |ても、果たして、落札業者の初期投資を検討すべき事例に該当する か否か、また、入札予定価格及びその後の随意契約金額を決定す るにあたって受注業者の初期投資をいかに考慮したかについての |記録は存在せず、事後的な検証は不可能であった。このように入札 後に同一業者との間で随意契約を繰り返す合理的根拠を示す記録 が存在しない状況では、外部の市民からみて、市及び市の外郭団体 が必要以上に随意契約業者の既得権益を保護し、他業者の新規参 入の機会を不当に妨げているのではないか、という疑問を生じかね ない。

そこで、現行の契約規程を前提とするならば、公正かつ有利な契 |約を締結するため、市及び市の外郭団体は、安易な随意契約理由 の適用を改め、競争入札を採用するなど、厳格な運用が求められ る。そして、入札翌年度以降に同一業者と随意契約を繰り返す場合 |には、随意契約理由についての事後的な検証を可能とするため、経 済的合理性の観点から有利と判断した具体的な考慮事情や検討経 過を記録し保存するとともに、少なくとも3年に1回の頻度で入札を実 施するのが望ましい。

(財)八尾市文化振興事業団に (財)八尾市文化振興事業団に

り一層効率的な施設管理を行う ため、指定管理者にふさわしい 契約規程の見直し検討を進め てまいります。

ţ	文化振興課	(2)随意契約について	②比較見積書をとっていない	(財)八尾市文化振興事業団に	(財)八尾市文化振興事業団に
	環境施設課		随意契約を締結する場合でも、競争による契約締結の手続に準	おいて、今後、随意契約につい	おいて、今後、随意契約の方法
	生涯学習スポー		じた手続により公正かつ有利な契約を締結するため、市の規則上は	ても、契約規程の改正のなかで	についても、契約規程の見直し
	ツ課		なるべく2者以上から見積りを徴することが原則とされているが、比	検討を進めてまいります。(文	の中で検討してまいります。(文
			較相見積書を徴していない契約がみられた(衛生処理設備運転管	化振興課・生涯学習スポーツ	化振興課・生涯学習スポーツ
			理業務委託料)。	課)	課)
			事業団及び振興会においても、「理事長の承認」があれば比較見		
			積書の省略も可能であるとの契約事務規程を根拠として、事業団及	(環境施設課;既に措置済み)	随意契約の相見積りについて
			び振興会では理事長の承認の上、比較相見積書を省略する扱いが		は現在適正に取得しており、契
			なされていた。		約締結事務の公正さを確保し、
			しかしながら、このような運用は、前述の理由と同様に、いずれも		より一層透明性を高めるため、
			合理的な理由がない。		改善を図ってまいります。(環境
			そこで、随意契約においても、実質的な価格競争を確保すること		施設課;措置済み)
			により、公正かつ有利な契約を締結するため、安易な例外規定の適		
			用を改め、比較見積書を徴取するという原則的な運用を厳格に適用		
			することが望まれる。		

6	環境施設課	(2)随意契約について	9		業者の選定にあたっては、契約
	八尾図書館		八尾市立図書館及び八尾市立衛生処理場の契約書類を閲覧し	許機器も含め特殊な機器が大	の目的、内容に照らして、それ
			たところ、形式的には 2 者以上の比較見積書を徴しているが、同一	半を占めており、故障等に熟	に対応する資力、信用、技術、
			業者が毎年随意契約を締結しており、比較見積りが形骸化している	知・迅速に処置することで、安	経験等を有する潜在的な業者
			と推測される場合がある。	定的に業務の遂行を行って参り	が算入できるよう、契約手続き
			契約を希望する業者であるなら、通常、業者毎にオリジナルの用	ました。	の透明性の一層の確保の改善
			紙・書式を使用し見積書の体裁が異なることが考えられるが、契約	今後は、さらに費用対効果を基	を図ってまいります。
			業者以外の業者が使用する見積用紙は毎年市販の用紙が使用さ	本に、コスト削減の管理運営を	
			れ、同じ体裁で内訳が記載され、業者の社名と社印が押印されてい	行い、契約締結事務の公正さ、	
			るように見受けられ、あらかじめ契約業者が決まっているかのような	透明性をより一層高めるため、	
			印象を受ける。	改善を図ってまいります。(環境	
			そこで、特定の業者にしかできない業務であれば、比較見積書を	施設課)	
			省略する理由を明確にしたうえで承認を得て契約を締結し、他方、他		
			業者による代替可能性のある一般的な業務であれば、実質的な価		
			格競争を伴う方法により比較見積書を徴取したうえで、随意契約を	9年度予算要求時より八尾市	
			締結すべきである。	登録業者名簿から無作為に抽	
			また、比較見積書の提出を求める業者の選定基準が明確でな	出した複数業者から見積書を	
			い。そもそも 2 者以上の比較見積書を徴取する趣旨は、競争による		
			契約締結の手続に準じた手続により、公正かつ有利な契約を締結す	(八尾図書館;措置済み)	
			るためである。そこで、金額の妥当性及びコスト削減の可能性を探る		
			ためにも、比較見積書の提出業者を固定化させることなく、見積書提		
			出業者間の談合の可能性を防ぎつつ、可能な限り多数の受注意欲		
			のある業者に比較見積書を提出させるべきである。契約担当者は、		
			受注意欲のない既存の業者は比較見積書提出業者から外し、見積		
			書提出業者に関する情報の秘密保持を徹底し、同等の技術・品質		
			の確保ができる業者から広く徴すべきである。そして、提出を求める		
			比較見積書には、各業者が営業活動の結果、可能となる最低限の		
			数値が記載されているべきであると考える。		
			契約記録を閲覧したが、契約担当者が、いかなるプロセスを経		
			て、比較見積提出業者を選定し、比較見積書を徴取したかを確認し		
			ようとしても、入手過程についての記録が全く編綴されていなかっ		
			た。そこで、契約締結事務の公正さを確保するため、契約締結に至		
			るプロセスを時系列的に記録化するなど、より一層の透明性を高		
			め、事後的な検証が可能となる措置を講ずることが望まれる。		

6. 現地調査対象施設特有の事項

(1)八尾市立衛生処理場

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	①施設の稼動状況	施設が2つ設置されており、年間処理能力10万トン程度となる。 搬入量の減少傾向から年間の処理能力には余剰があるように推察されるが1月あたりの処理量は設備能力275klまで稼働している日もあった	処理方策検討専門委員会」の 内容をふまえ、地域特性に応じ た広域的な処理方策を検討し、 他市との連絡調整を行いなが ら、引き続き処理体制整備を図	処理方策検討専門委員会」の 内容をふまえ、他市との連絡調 整を行いながら、処理体制整備
2	環境施設課	②今後の廃棄物の処理方法	現在、受入貯留設備である「し尿貯留槽」及び「浄化槽汚泥貯留槽」において発生するきょう雑物については、業者へ引渡し海洋投棄の手続きを行っている。しかし、「1972 年の廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条例の 1996 年議定書」(ロンドン条約 96 年議定書)等を踏まえ、平成 14 年 2 月 1 日に施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 14 年政令第 2 号)により、新たなし尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分が禁止され、現に、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分を行っている者についても 5 年間の適用猶予の後、平成 19 年 1 月末までに禁止することとされた。このため、経過措置の期間内に現在海洋投入処分されているし尿及び浄化槽汚泥の陸上処理体制が整うよう、施設整備を着実かつ計画的に行うことが急務となっている。 このような状況を踏まえ、各市町村において、地域の実情を把握しつつ、し尿・浄化槽汚泥高度処理施設等の整備、公共下水道終末処理施設の活用、広域的な処理体制の確保等を行い、可能な限り早期にし尿及び浄化槽汚泥の海洋投棄が廃止できるようにする通知が、国から大阪府に対しなされている。 市においては、他市町村と比較し、設備能力が大きいため廃棄物も多量となることから、その処理をどのように取り扱っていくかを今後検討していく必要があるが、市単独での対応ではコスト負担が多額になり、また、大阪府下に同種の施設が重複設置されるような事態が想定されるため、大阪府全体として早急に取り組むべき案件として捉えるべきものであり、早期の協議が必要である。	棄の禁止にともない、平成19年度(4月以降)は、陸上処理対策について、他市との情報交換を行いつつ、早急に具体化(業者選定等)に向けて、すみやかに	大阪府下施設長協議会実務担当部会の研修会のテーマのひとつとして、「平成19年1月をもってし尿等一般廃棄物の海洋投棄が禁止されることに伴う影響と対処について」を、大阪府主催で情報交換を行い、、所下統一的な処理を行うべく、引き続き検討してまいります。

3	環境施設課	⑤衛生処理に関する受益者負担	衛生処理場の搬入業者のうち、し尿については、市の外郭団体である	し尿の使用料(搬入料)は当初	し尿の使用料(搬入料)は当初
		率	(財) 八尾市清協公社が搬入している。同公社に対しては、市は、し尿収集運	から無料であり、浄化槽汚泥に	から無料であり、浄化槽汚泥に
			搬及び手数料の集金事務を委託している。なお、同公社から徴収すべき衛生	ついても、平成18年度より廃止	ついても、平成18年度より廃止
			処理場の使用料は市との契約により無料となっている。衛生処理に係るコストに関する受益者負担のあり方を考える上で、負担率が下落傾向にある現状	いたしました。	いたしました(前項④参照)。
			トに関する受益者負担のあり方を考える上で、負担率が下落傾向にある現状 について、委託料の積算内容の精査やし尿取扱手数料等の設定水準の検	施設の維持管理については、	施設の維持管理については、
			計等様々な角度からの分析が必要である。	受益者負担率だけでなく、業者	受益者負担率だけでなく、業者
			さらに、衛生処理施設の管理運営にかかるコストは施設の減価償却費及	委託等の経費も含め、費用対	委託等の経費も含め、費用対
			び支払利息を含め 456 百万円となっているが、これに上記委託料 772 百万円	効果を踏まえて、今後も適正な	効果を、今後も適正な水準の確
			を加えた総額 1,228 百万円を衛生処理に係るコストととらえ、し尿等取扱手数	水準の確保に向け、改善を図っ	保に、改善を図ってまいりま
			料 181 百万円の妥当性を検討する必要がある。	てまいります。	す。
			施設の維持管理をするにあたっては、搬入量に関わらず一定の経費は発	なお、し尿処理手数料の見直し	なお、し尿処理手数料の見直し
			生するが、受益者と市との負担関係のあり方を検討し、適正な手数料水準	については、環境衛生的見地	については、環境衛生的見地
			を探っていくべきである。	や下水道未整備地域の実情、	や下水道未整備地域の実情、
				物価状況を踏まえるとともに、	物価状況を踏まえるとともに、
				政策的配慮を勘案し、引き続き	政策的配慮を勘案し、慎重に検
				慎重に検討してまいります。	討してまいります。
4	環境施設課	⑥契約関係	随意契約による場合、市において予め工事請負業者として登録している		契約締結事務の公正さを確保
			団体から見積書を入手する業者を選定しているが、その選定基準は特段定	許機器も含め特殊な機器が大	し、より一層透明性を高めるた
			められていない。契約の状況について調査した結果、毎回特定の業者から見るます。また、共用的に初めた結果は異常されているのが定様で	半を占めており、故障等に熟	め、改善を図ってまいります。
			積書を入手し、結果的に契約を締結する業者は固定されているのが実情である。	知・迅速に処置することで、安	
			のつ。 複数の業者から見積書を入手することの意義は、費用の積算の妥当性を	定的に業務の遂行を行って参り	
			検討し、コスト削減効果を達成するものと思われるが、現状のような手続きで	ました。	
			はその効果を期待することは困難と考えられる。	今後は、さらに費用対効果を基	
			契約は入札によることが原則であるため、まず、随意契約理由が存在す	本に、コスト削減の管理運営を	
			るかについて、厳格に検討することが求められる。仮に、随意契約理由が存	行い、契約締結事務の公正さ、	
				透明性をより一層高めるため、	
			提出業者間の談合を防止するため、見積書入手先業者名簿の充実に、公工な選点は第の記点、相合される業務を表示するのに第34分業者に関する	引き続き改善を図ってまいりま	
			正な選定基準の設定、想定される業務を委託するのに適当な業者に関する 情報の収集、比較見積書提出業者情報に関する秘密保持など、実質的な	す。	
			情報の収集、比較見慎音提出来有情報に関する他省味持など、美質的な 価格競争を確保するための措置を講ずることが望まれる。		

(2)八尾市立図書館

ŧ	番号	所 管 課	項目			H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
	1	八尾図書館		山本図書館は、山本コミュニティセンターの1~3階に設置されており、施設管理はコミュニティセンターの所管課である自治推進課があたっている。そのため、図書館施設の運営保守や維持修繕に関するコストが把握されていない。その結果、施設の管理コストに関して意識しにくい状態である。 施設を運営管理していく上で、適切なコストを把握することで、施設の適切な使用及び修繕に関する意識が高まり、また、施設の改廃に関する意思決定に資するものとなるため、なんらかの合理的な基準を策定し、それに基づき適切なコスト把握を実施すべきである。	係部署間の調整により、管理コストの算出を行い、公共施設評価のなかで、コスト把握を含めた施設管理評価を進めることとしました。(措置済み)	然、貸出コストに反映されるも のですが、複合施設であるた め、図書館費に計上されていな

(3)八尾市文化会館

番号	所管課	項		百日(/)以及(吳吉)		H18.7.14までの取り組み等の内
шЭ					容と改善の方針	容と改善の方針
1	文化振興課	②自主事業の状況	!	事業団の収支は市からの受託事業と自主事業等によるものに大	名義主催事業については、従	平成18年度からの指定管理者
				別される。前者は実費精算を原則としているため収支均衡すること		
				から、事業団の財政は自主事業等の採算性に大きく影響される。自	担していましたが、平成18年度	受託事業が事業団と市の共催
				主事業に携わる職員の人件費相当は、施設管理受託収入により賄	からは、施設使用料は負担しな	事業として実施されることになり
				われており、当該事業に係る収支実態を明らかにするには、これら	い形で名義のみの付与で事業	ました。
				の人件費相当額を収支に反映させる必要があるが、その場合、収支	を実施することに変更し、収支	また、利用料金制の採用によ
				差額は悪化することになる。	の改善を行っています。	り、入場料収入も指定管理者が
				なお、事業団において自主事業の収支差額がプラスとなった場	自主事業については、施設の	収受できるものとしたため、受
				合、当該金額は市の負担を軽減すべき金額として、事業団は施設管	設置目的である芸術文化の振	託事業と自主事業の差異はほ
				理受託収入の内、収支差額相当分を市に返還しており、収支差額が	興に寄与するため、市民ニーズ	とんどなくなり、両事業とも収支
				プラスであった平成 12 年度から平成 14 年度までの市への返還額の	や質の高い音楽等の舞台公演	採算が事業団経営に直接波及
				累計は 15 百万円である(平成 12 年度 6 百万円、平成 13 年度 8 百	を中心に事業展開を行い、収	します。
				万円、平成 14 年度 1 百万円)。	支差の減少に努めており、今年	名義主催事業については、従
				また、自主事業の内、共催事業及び名義主催事業については、	度からの利用料金制の導入に	来は事業団が施設使用料を負
				民間団体等との共同事業であり、文化振興の推進を促す目的から、	0.24 %[.2] [
				事業団が利用者にかわって市に施設使用料を支払っているが、赤		
				字でもなお事業を行う必要があるのか等、施設使用料負担の是非		
						実施することに変更しました。
				事業団は八尾市文化会館の他、生涯学習センターについても管	(措置済み)	自主事業については、施設の
				理運営しており、指定管理者制度導入により、指定業者となるべく、		設置目的である芸術文化の振
				平成 16 年 4 月 1 日付けで法人内に「経営改革検討委員会」を設置		興に寄与するため、質の高い
				し、文化会館部会及び生涯学習センター部会を設けて検討してい		音楽等の舞台公演を中心に事
				る。文化会館部会は委員会設置から平成 17 年 9 月 13 日までの期		業展開を行っていますが、今年
				間で検討会議を33回開催し、具体的対応について検討しているが、		度からは利用料金制が導入さ
				市受託事業以外の事業の採算性については、平成 14 年度の包括		れたことにより、採算性につい
				外部監査においても指摘されており、今後、早急に対策を講じる必		ては、施設使用料収入等全体
				要がある。		的な収支の中でバランスを取っ
						てまいります。

(4)八尾市生涯学習センター

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内	H18.7.14までの取り組み等の内
шЭ		γ, u	志九〇[14-(女日)	容と改善の方針	容と改善の方針
1	生涯学習スポー	①施設の稼働状況	研修室等はおおむね利用率は高いといえるが、料理室や試食	料理室(試食室)では、一般使	利用料金制の導入により、施設
	ツ課		室、和室など極端に利用率の低いものもある。利用者ニーズにあっ	用の制限が多く、貸し出しだけ	の利用率を上げ、利用料金の
			た講座の開催等により、利用率を向上させる方法を検討すべきであ	では利用率の向上を図ることは	増収を図ることは、指定管理者
			న 。	困難であるので、指定管理者と	の存亡に関わる課題です。18
				協議を図りながら、現在行って	年度から指定管理者と共に利
				いる講座とは別の講座を実施	用率の低い部屋について、多
				することなどで、単に部屋の貸	様な講座の開催を検討すると
				し出しだけではなく、全体的な	共に、それらの部屋を使用した
				来館者数の向上及び施設の稼	講座修了生のサークルを育成
				働率の向上を図りました。(措	する等の方策を検討してまいり
				置済み)	ます。
2	生涯学習スポー	②貸室及び設備等の有効利用	生涯学習センター内を視察した結果、当初の使用目的どおりに利	1階のインフォメーションコーナ	貸室及び設備の有効利用につ
	ツ課		用されていない設備が散見された。特に、1 階部分の〈かがやき〉イ	一部分においては、19年度に	いては、生涯学習センター全館
			ンフォメーション部分は、当初、施設のメインにおかれ、パンフレット	機能改善を行う前提で、要不要	の改修計画を18年度に策定す
			等に記載されている設備が撤去される、あるいは、修繕されず使用	を検討しながら、適切に修繕等	る予定であり、その中で総合的
			不可の札が貼られているなど、本来の利用目的を達成できていな	を行っていく予定としておりま	に研究してまいります。
			い。また、これとあいまってコスト削減のため、照明を暗くしているた	す。	
			め、施設に足を踏み入れにくい印象を与える。いずれの設備も利用		
			方法が限定されるため、改造しなければ他の目的に利用できない。		
			建設時の計画策定時において、設備の利用に関する長期的な観		
			点からの検討が十分にされていなかったと言わざるを得ない。今後、		
			施設の利用目的を再検討し、設備の要・不要の検討を実施し、必要		
			と思われるものについては、適切な修繕及び管理を実施することが		
			望まれる。		

|生涯学習スポー||③目的外使用施設| 健康プラザでは、八尾市財務規則第 144条の規定により、生涯学|健康プラザにおいては、休日診 |過去の経過や他市の状況、休 ツ課 習センターの一部を毎年の申請に基づく目的外使用許可により、|療をはじめ、各保健事業がほ | 日急病診療所をはじめとした各 健康管理課 |(社)八尾市医師会、(社)八尾市歯科医師会及び(社)八尾市薬剤||ぼ毎日実施される中で、三師会 |事業等への影響等も勘案しな 師会が利用している。 との連絡・調整は不可欠であ がら、関係部局及び関係機関と 上記の 3 団体は市の保健福祉行政各般にわたり、多大な協力をり、また、平成20年度に予定さりの協議を進める中で、方向性を |するともに、地域住民の健康保持増進等地域医療に大きく寄与され|れている医療制度改革への対 |研究してまいります。 |ている公共的性格を有する団体である、と市は認識している。とりわ|応や小児科医師が絶対的に不 |け、本市が健康プラザ等で実施する成人・母子等の各種健康診断や|足する中、休日診療所運営を |予防接種をはじめ、土・日曜日に保健センター1階で開設している休|維持していくためにも、今後、よ 日急病診療所の業務など、健康プラザで実施している大半の業務をりー層の三師会との連携が必 委託している。 要になっており、八尾市民の公 このように各種業務を委託している団体であり、また、SARS や O 衆衛生の向上及び健康保持増 |-157||など、突発的な事象発生時の対応など、常に健康管理課と連|進等のためにも、三師会事務 絡・調整を迅速かつ緊密に行なう必要があるため、生涯学習センタ局が健康プラザにあることが望 一の一部に使用許可を与え、八尾市公有財産及び物品条例第 6 条 ましいと考えております。 第2項の規定により使用料を免除している。 しかしながら、市民の目から見 八尾市財務規則上は、特に必要があると認めるときのほか、通常で公平性に疑問を抱かせること |は、短期間の使用許可しか与えられないにもかかわらず、市は 1 年|がないよう目的外使用許可の |毎に更新することで、結果として長期にわたって継続的に当該 3 団|あり方については、引き続き、 体に使用許可を与えている。 関係機関と協議を進める中で、 また、使用料については、公共的団体として免除しているが、市団研究してまいります。 が実施する事業の委託等を行っており、受託事業者に対し、無償で 施設の使用許可を出している。 しかしながら、これらの団体は、市民のために公益的業務を行っ ているが、業務の大半は所属会員のための団体固有の業務と考え られる。したがって、このような団体に対し、長期間にわたる目的外 |使用許可及び使用料免除許可を出すことに対しては、市民の目か ら見て公平性に疑問を戴かせるものであり、今後、施設の使用料を 徴収することを含め、目的外使用許可のあり方について見直しが求

められる。

(5)八尾市立屋内プール

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

1	番号	所 管 課	項	目	「監督())結果(異百)		H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
		生涯学習スポーツ課	②契約関係		イ. すべて比較見積書を徴していなかった 契約規程第18条第2項において2者以上からの見積書を徴することが定められているにも関わらず、入手されていなかった。また、客観的に比較見積書を徴する必要性がないとの結論に達する過程において、その公正さや有利さをどのように検討され、理事長がそれを認めたかという経緯は決裁書からは判断できなかった。	2者以上から見積書を徴しました。(措置済み)	契約規程に従い指摘事項の不備な点は改善いたします。

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内 容と改善の方針	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課		ア. すべて随意契約であった 植栽等管理業務については、契約規程第 18 条 1 項 2 号を適用する性質のものではなく、競争入札を採用することがむしろ適していると考える。また、当該委託業者が市の外郭団体であるため同条 1 項 8 号を理由にするのは拡大解釈と考える。 浄化槽(合併型)維持管理業務については、浄化槽施設の管理業務の委託契約は市の環境部において入札し、単価等の基本的事項について協定されており、それに従わざるを得ないため、当該理由は妥当と考える。 ろ過設備保守点検整備業務及び昇降機保守点検業務については昇降機内の監視業務とセットとなっており、また、金額が 130 万円未満のため、いずれの随意契約理由も妥当と考える。しかし、昇降機保守点検業務については昇降機の保守点検のみの委託であれば、設置業者以外の業者への入札も可能であると思われる。	きる条件で選定できるよう改善いたします。 なお、昇降機保守点検業務については18年度より指定管理者に指定され、機器の設置置者と保守契約を行うのは緊要を対応やトラブル機器の修理修繕等に置いて迅速に対応でき、利用者のサービス向上となることから、現行では設備を知り尽	今後、契約のあり方について協 議してまいります。
2			ウ. 結果的に竣工当時から同一業者が選定されていた 屋内プールについては、振興会が市直営の運営形態を円滑に引き継ぐと の考えで、当初入札時の経過を踏まえ既契約業者と随意契約をしている。 同一業者との間で長期にわたって継続的な契約を締結することは、運営 面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面があることも否めない が、竣工時の契約業者の既得権益を擁護し、他の業者の新規参入の機会を 妨げ、結果として、業者間の価格競争を阻害し、契約金額が高止まりとなる 危険を孕むもので、公平性及び有利さに欠ける。さらには、契約業者との癒 着が生じ、不正の温床となりかねない側面もある。 これらに留意し、業者変更が可能な業務内容については、一定期間ごと に変更することが望まれる。	は、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面もあることから、現行業者と経費削減について協議を進めるとともに、ご指摘の点については、将来的な入札等も含めて慎重に検討していきたいと考えてい	継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面もあることから、ご指摘の点については、将来的な入札等も含めて慎重に検討していきたいと考えています。

(6)八尾市立総合体育館

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所 管 課	頂	B	 監査の結果(要旨)	H19.1.17までの取り組み等の内	H18.7.14までの取り組み等の内
		块	В	直旦の相木(女日)	容と改善の方針	容と改善の方針
1	生涯学習スポー	②契約関係		イ. すべて比較見積書を徴取していなかった	18年度より契約規程に基づき	契約規程に従い指摘事項の不
	ツ課			契約規程第18条第2項において2者以上からの見積書を徴するこ	2者以上から見積書を徴しまし	備な点は改善いたします。
				とが定められているにも関わらず、入手されていなかった。また、客	た。(措置済み)	
				観的に比較見積書を徴する必要性がないとの結論に達する過程に		
				おいて、その公正さや有利さをどのように検討され、理事長がそれ		
				を認めたかという経緯は決裁書からは判断できなかった。		

H19.1.17までの取り組み等の内 H18.7.14までの取り組み等の内 容と改善の方針 容と改善の方針 おらに新規事業も検討し、引き 利用者ニーズの調査など行い、 には、今後多目的 続き利用促進を図っています。 新規事業も実施し、利用促進を
好といえる。 さらに新規事業も検討し、引き 利用者ニーズの調査など行い、
「け」会後多日的「続き利田促進を図っています」「新相事業も実施」「利田促進を「
16、7000日的「他と刊用促進を図りているす。」初成事来も天旭と、刊用促進を
また、利用実績図っています。
「応じた転用を検
19年度より業者間で競争がで 競技場等管理業務について
「は、委託内容に きる条件で選定できるよう改善 は、開館からの習得された技術
注質のものではな いたします。 や設営ノウハウがあり、利用者
える。とのコミュニケーションも図られ
司条1項8号を理 公共施設として望ましい関係と
なっているので、植栽等管理業
務とともに競争入札については
慎重に検討します。
態定されていた 継続的な契約を締結すること 継続的な契約を締結すること
続して委託契約 は、運営面におけるノウハウが は、運営面におけるノウハウが 📗
継続的な契約を 蓄積され、効率性に資する面も 蓄積され、効率性に資する面も
れ、効率性に資 あることから、現行業者と経費 あることから、ご指摘の点につ
者の既得権益を 削減について協議を進めるとと いては、、将来的な入札等も含
こして、業者間の もに、ご指摘の点については、 めて慎重に検討していきたいと
を孕むもので、 将来的な入札等も含めて慎重 考えています。
の癒着が生じ、に検討していきたいと考えてい
意し、業者変更 ます。
更することが望

7. 現地調査対象外施設に関する事項

1	番号	所管課	項目	百見(1)因炎(異常)		H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
	1	交通対策課		その結果、特に、指定管理者制度導入によって他社との競争が想定されるため、採算性の阻害要因となっている事項についての対策、例えば、料金設定に関する自由裁量性の確保、市の資本的関与の程度、最適な人件費水準確保のための人事制度の見直し等を検討し、法人運営に係る影響を十分に検討する必要がある。	市から管理を受託している自転車駐車場の施設の改善や効率的な活用を図り、市民サービスの向上に努めるとともに、平成18年4月からの指定管理者制度の実施については、人件費や管理諸経費等の削減などさらに企業努力を行い、株式会社	市から管理を受託している自転車駐車場の施設の改善や効率的な活用を図り、市民サービスの向上に努めるとともに、平成18年4月からの指定管理者制度の実施については、人件費や管理諸経費等の削減などさらに企業努力を行い、株式会社として採算性も重視した中で業績の向上に努めてまいります。以上の方針に沿って改善に向